

第二東京弁護士会 仲裁センター設立30年を迎えて

仲裁センター設立30年を迎えて

第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員長 坂井 雄介 (56期) ●Yusuke Sakai

令和2年(2020年)9月11日、第二東京弁護士会仲裁センターでは、日弁連の主催する全国弁護士会ADRセンター連絡協議会の場をお借りし、30周年記念事業の一つとして、「これまでのADR、これからのADR～利用されるADRとなるためには～」と題したシンポジウムを開催した。

京都大学の山田文先生による基調講演では、過去30年における弁護士会ADRの意義の変遷を考察し、それを踏まえて、将来の弁護士会ADRの目指すべき方向性をお話しいただいた。

また、続くパネルディスカッションでは、山田先生に、東京大学の垣内秀介先生、仙台弁護士会所属の斉藤陸夫弁護士及び当委員会から農端康輔弁護士を加えた4名で、利用者ニーズという視点から、今後の弁護士会ADRはどうあるべきか、和解あっせん人はどうあるべきか、熱い議論が交わされた。

このシンポジウムは、二弁初のウェビナー方式での開催となったが、約170名にご参加いただき、盛況のうちに終えることができた。ご登壇の先生方はもちろん、裏で運営を支え



活発に意見が取り交わされたパネルディスカッションの様子

てくれたスタッフや仲裁センター運営委員会のメンバーのおかげである。改めてお礼を申し上げますたい。

* * *

さて、話は前後するが、読者の方々は、「第二東京弁護士会仲裁センター」をご存じだろうか。

ご存じない方もまだまだ多いと思われるので、ここで、二弁仲裁センターについて、30年の歴史に触れながらご説明させていただきたい。

二弁仲裁センターとは、弁護士が中立公正な立場で紛争当事者間に入り、自主的な紛争解決を促す裁判外紛争解決手続、いわゆるADRを実施する機関である。イメージとしては裁判所の調停に近いが、対象となる紛争類型に制限はなく、手続実施の方法や解決内容の点で、裁判所の調停よりも柔軟性に富んだ手続である。

この二弁仲裁センターが士業団体初のADR機関として平成2年（1990年）3月に産声を上げ、令和2年（2020年）3月で30周年を迎えたことから、前記シンポジウムの開催と相成ったわけである。

30年前というと、バブル経済の末期、現在の弁護士会館の大きなビルはまだなかった頃である。当時の私は、司法試験どころか、大学入試の勉強すらしていない高校生だった。隔世の感を覚えざるを得ない。

平成2年（1990年）には一つだけであった弁護士会ADRも、諸先輩方の熱血的な普及活動により、10年後には13センターとなり、20年後には29センターに、30年後の現在では38センターにまで増加した（他士業団体との共同で運営されている機関を含む）。申立件数も、平成2年（1990年）の119件（二弁仲裁センター単独）から平成30年（2018年）は1092件（全国）と大きく増加した（ピークは平成23年（2011年）の1370件）。

この間、二弁仲裁センターでは、「医療ADR」、「金融ADR」、「国際家事ADR」といった専門ADRが設立され、令和2年（2020年）には、新たに「子ども学校問題ADR」も立ち上

がった。

二弁仲裁センターを離れると、東日本大震災による東京電力の原発事故の賠償問題を解決するための「原子力損害賠償紛争解決センター」の設立があった。マスコミにも多く取り上げられ、多くの方々が“ADR”という言葉を知るきっかけとなったのではないだろうか。

また、この30年間は、業界の規模が大きくなったばかりではない。仲裁法やADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）の制定、日本弁護士連合会ADRセンターの設置、日本仲裁人協会、仲裁ADR法学会、その他のADR関連団体の設立など、業界としての成熟度も増していった。

さらに、ADRの進化という点では、現在の新型コロナの影響で、IT技術を用いたオンラインでの手続実施が急速に広まってきたことも大きな出来事である。ビデオ通話の普及は、場所の遠近を問わず、対面によるADRの実施を可能にした。近時では、非対面のテキストベース（チャット形式）によるADRシステムも採用されており、従来のADRのイメージを覆しつつある。こうしたオンラインでの紛争解決手続（ODR=Online Dispute Resolution）については、政府も成長戦略フォローアップの中で取り上げ、ODR活性化検討会を立ち上げるなど、積極的に後押ししており、目が離せないムーブメントとなっている。

以上のような激動ともいえるべき30年を経て、二弁仲裁センターは、老舗ADR機関として、ますます活発に活動している。

今回、二弁仲裁センターの30周年記念ということで特別にページを設けていただいたので、現在の二弁仲裁センターの取組みについて寄稿させていただいた。これらの寄稿を読んだ方々に、紛争解決の選択肢の一つとして二弁仲裁センターの有用性を感じていただくと同時に、仲裁センター運営委員会の活動にも興味を持っていただけたら幸甚である。 ■

仲裁センターでの取組みと今後の展望

第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会嘱託弁護士 農端 康輔 (62期) ●Kousuke Nobata

1 緊急事態宣言による事務の停止

二弁仲裁センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大、それによる緊急事態宣言の発令を受けて、事務局職員の出勤が困難になったこと等により、2020年4月上旬から事務を原則停止することになりました。

その後、緊急事態宣言の解除等により、職員の出勤が再開し、6月以降はZoom等のオンライン会議システムを用いて期日を開催しています。以下では、2020年11月末日現在の状況を報告します。

2 ウェブ会議での期日開催

二弁仲裁センターでは、新型コロナウイルスの感染を防止するため、原則として、全ての事件についてウェブ会議システムを用いた期日開催を検討していただくよう、お願いしています。

そのため、二弁仲裁センターでは、Zoomの有料アカウントを取得し、事務局においてZoomのウェブ会議を立ち上げることが可能となりました。

また、会館で期日を開催する場合、出席者をできるだけ減らすようお願いした上で、10階の会議室等、距離を取ることができる広い部屋で期日を開催するようにしています。

3 メールでの書類の送受信

また、緊急事態宣言発令時には、事務局職員が会館に来ることができなかつたため、通常行っているFAXや郵送での書類の送受信ができず、事務が停止することとなりました。

そこで、二弁仲裁センターとして事務連絡用のメールアドレスを新たに取得し、その運用を開始しました。また、関連する細則の改正も確認的・明示的に行いました*1。

現在、新たに申し立てられた事件については、

当事者の方々に、ウェブ会議での期日開催の意向を確認するとともに、メールアドレス等の情報を提供してもらうようお願いしています(任意)。

当事者が希望すれば、eメールを利用して、仲裁センターと連絡を取り合い、書類の送受信を行っています。

今後は申立書の受付もメールで行うなど、事務連絡用のメールアドレスの活用範囲を広げていくことを具体的に検討しています。

4 その他

その他にも、オンライン会議システムを用いた期日開催に応じて、期日調書の記載方法等、様々な運用を見直しています。

ご協力いただいている仲裁人や補助者の先生方、さらに、当事者の方々、当事者代理人の先生方には感謝申し上げます。

5 より利用しやすい手続を目指して

このような体制を整えることで、将来、緊急事態宣言が再び発令されるなど、弁護士会館の利用が困難になった場合でも、「災害時ADR」を中心に、できるだけ仲裁センターの機能を維持したいと考えています。

また、平常時の手続としても、当事者の方にとって、できるだけ利用しやすい、参加しやすい手続をさらに目指しています。

ぜひ、二弁仲裁センターの和解あっせん手続、仲裁手続の利用をご検討いただければ幸いです。

6 今後の展望

二弁仲裁センターでは、これまでの和解あっせん・仲裁手続においてIT技術をどう活用するかという上記の観点にとどまらず、さらに進んで、狭義のODR (Online Dispute Resolution) の検討*2、ODRに関するシステムの導入の是非や可否も、継続的に検討しています。

*1 仲裁手続及び和解あっせん手続細則16条の2及び17条の2の新設の改正。

*2 ODRについては、ODR活性化検討会の「ODR活性化に向けた取りまとめ」(令和2年3月)参照。

Zoomでの期日開催について

第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会副委員長 三澤 正大 (63期) ●Masahiro Misawa

1 はじめに

私は、あっせん人補助者として、Zoomを利用した期日の開催（弁護士会館から3箇所を接続した。）を補助する機会に恵まれたため、その様子や感想などを述べたい。

先に一番の感想を述べると、オンライン期日の主宰には「かなり気を遣う」ということである。対面方式をZoomに置き換えるだけなのだが、公正性・公平性を保ちつつ、つつがなく行わなければならないという期日の性質上、留意すべき点は多い。そのためには、事前準備がほぼ全てである。

2 事前準備

まず、期日に遠隔で参加する当事者・あっせん人（以下「遠隔参加者」）が円滑に接続できるように丁寧な案内・確認をする必要がある。当事案は、遠隔参加者であった両当事者に代理人が就いていたため、事前の接続テストは行わなかったが、アプリの利用経験や習熟度の確認は行った。不慣れな遠隔参加者がいる場合は、接続テストをしておいた方がお互い安心できるだろう。

手続主宰者側の練習も重要である。あっせん手続は、一方当事者のみから話を聴いたり、あっせん人のみで評議を行ったりすることがままあるため、遠隔参加者を適宜「待機室」と呼ばれるエリアに移動させ、こちらの様子が伺えない環境を作り出す必要がある。私はこうした操作が初めてだったため、家族に協力してもらい、場面ごとにテストを行った。

その他、当日接続に不具合が生じた場合のやりとりに利用する電話番号を予め遠隔参加者に伝達し、当日は弁護士会館での機材の設定・確認も入念に行った。

3 期日での留意点

ここまで来れば、期日開始後の心配はあまり要らない。もっとも、オンライン期日は、性質上、「今、この場を互いに共有している」という認識が乏しくなるため、この点に留意した。例えば、手続主宰者側からは、接続先に誰がいるのか（当事者、代理人以外にいないか。）の確認を行った。また、手続主宰者側（あっせん人、補助者）の自己紹介や役割説明は、対面の期日より丁寧に行った。

さらに、細かい点だが、待機室にいる当事者に対する連絡にも配慮した。反対当事者からの聴取が終わり、待機室にいる当事者を呼び戻す場合、突然呼び戻すと、面食らうだけでなく、当事者・代理人限りで行っている会話を手続主宰者側が拾ってしまう恐れがあった。このため、予め当事者に対して、待機室で待っていただいている時には、チャット機能を利用してこちらの状況を伝えるようにするので、注意を払っておいて欲しいことを伝えた上で、「相手方からの聴取が終わりました。30秒後に申立人との接続を再開します」といったメッセージを送るなど、工夫をした。

なお、必然的に画面のみに目が向くというツールの性質上、表情にはかなり注意した方が良い。こちらの発言に対して、遠隔参加者がどのような表情をしたかは、はっきり見え印象にも残りやすい。向こうに映し出されているこちらの表情についても同様であろう。

4 おわりに

以上のように、オンライン期日が、準備を含めた期日の在り方自体に与える影響は少なくないと感じた。時代の要請でもあるので、より良い期日開催の方法を模索していきたい。 ■